

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

死亡した人の医療費

Q：入院していた父が亡くなりました。私が父の未払いであった医療費を支払いましたが、この医療費は、誰の医療費控除の対象になるのでしょうか。

A：亡くなったお父さんとあなたが生計を一にしていたのであれば、あなたの医療費控除の対象になります。

【解説】

その年の医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られていますので、未払いの医療費は現実に支払われるまで控除の対象になりません。

したがって、被相続人の死亡後に支払われた医療費は、被相続人が支払ったことにはなりませんので、被相続人の準確定申告上、医療費控除の対象にすることはできません。

次に亡くなったお父さんの医療費を支払ったあなたが医療費控除を受けることができるかどうかについては、被相続人であるお父さんが治療を受けた時にあなたと生計を一にしていたかどうかによります。亡くなったお父さんとあなたが生計を一にしていたのであれば、あなたが支払った医療費はあなたの医療費控除の対象となりますが、生計を一にしていなかった場合には、医療費控除の対象にはなりません。

なお、お父さんの死亡後に支払われた医療費は、相続税の計算上債務として控除されます。

